議　事　録

１．日　時　　令和２年６月２５日　　開会　午後　２時００分～

２．場　所　　北庁舎　２Ｂ会議室

３．出席委員

２番　住元　　保　　３番　伊藤　能之　　４番　藤田　正子
５番　安井　匡敏　　６番　大中　秋美　　７番　大塚　毅彦
８番　藤原　　智　　９番　岩井　秀夫　　１０番　中里　正己
１１番　安達　哲哉　　１２番　村上　和義　　１３番　池田　賢治
１４番　橋本　賢一

以上　１３名

４．欠席委員　１番　山﨑　年實

以上　１名

５．事務局

藤田局長・滝井再任用職員・竹内再雇用職員

以上　３名

６．議　事

議事内容

議案第２０号　農地法第３条の規定による許可申請審議のこと
議案第２１号　同　法第５条の規定による許可申請審議のこと
議案第２２号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による集積計画決定のこと
議案第２３号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと
議案第２０号　農地法第４条第１項第８号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
報告第２１号　同　法第５条第１項第７号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

－　中里会長が、議長に就任する　－

中里議長：　　－　挨拶　－

ただ今から第３７回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員１４名中、１３名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第９条第２項に規定する議事録署名人ですが

２番　　住元　　保　委員
３番　　伊藤　能之　委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願いします。

―　議事録署名人に指名された２人の委員、了承する　―

中里議長：　それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が４件、報告が２件です。
　はじめに、「議案第２０号　農地法第３条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
　事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　― 議案を朗読説明する ―

中里議長：　今月は２件の申請がありました。
　先日の小委員会で現地調査をしていますので、１番の土地から報告をお願いします。

○○委員：　はい、議長。

中里議長：　○○番○○委員。

○○委員：　○○番○○が、１番の土地について報告します。
　１番の土地は、お手元の現地調査図１ページに掲載されている土地で、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認いたしました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は市街化調整区域です。営農状況、面積要件など法３条第２項各号には該当していません。水利組合の同意書など必要な申請書類も調っており、先日の小委員会では、法３条第２項各号には該当しないので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

中里議長：　次に２番の土地の現地調査の報告をお願いします。

○○委員：　はい、議長。

中里議長：　○○番○○委員。

○○委員：　○○番○○が、２番の土地について報告します。
　２番の土地は、お手元の現地調査図２ページに掲載されている土地で、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認いたしました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は市街化調整区域です。営農状況、面積要件など法３条第２項各号には該当していません。水利組合の同意書など必要な申請書類も調っており、先日の小委員会では、法３条第２項各号には該当しないので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

中里議長：　本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

　　―　沈　黙　―

中里議長：　特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
　本許可申請を当委員会で許可することに異議ありませんか。

　　―　異議なしの声あり　―

中里議長：　異議なしと認めます
　よって、「議案第２０号　農地法第３条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

中里議長:　次に、「議案第２１号　農地法第５条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
　事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　― 議案を朗読説明する ―

中里議長：　今月は１件の申請がありました。
　先日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

○○委員：　はい、議長。

中里議長：　○○番○○委員

○○委員：　○○番○○が、１番の土地について報告します。
　１番の土地は、お手元の現地調査図３ページに掲載されている土地で、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認いたしました。移転する権利の種類は、所有権です。農地区分につきましては、水道、下水道埋設道路の沿道区域で、５００ｍ以内に２つの教育施設がありますので第３種農地です。先日の小委員会では、許可基準に適合しているので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

中里議長：　本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

○○委員：　はい、議長。

中里議長：　○○番○○委員。

○○委員：　都市計画区分は何か。

事務局職員：　市街化調整区域です。

中里議長：　他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

　― 沈　黙 ―

中里議長：　特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
　本許可申請を当委員会で許可することに異議ありませんか。

　― 異議なしの声あり ―

中里議長：　異議なしと認めます
　よって、「議案第２１号　農地法第５条の規定による許可申請審議のこと」は許可するこ

とに決定しました。

中里議長：　次に、「議案第２２号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。
　事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　― 議案を朗読説明する ―

中里議長：　明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。
　本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

　―　沈　黙　―

中里議長：　特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
　本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

　―　異議なしの声あり　―

中里議長：　異議なしと認めます。
　よって「議案第２２号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による集積計画決定のこと」は、本案のとおり決定しました。

中里議長：　次に、「議案第２３号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」を議題にします。
　事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　― 議案を朗読説明する ―

中里議長：　今月の案件は、１件です。
　本案について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

　―　沈　黙　―

中里議長：　特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
　本証明願について、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

　―　異議なしの声あり　―

中里議長：　異議なしと認めます。
　よって「議案第２３号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」は、承認することに決定しました。

中里議長：　次に、報告に移ります。
　「報告第２０号　農地法第４条第１項第８号の規定による届出にかかる専決処理につい

て報告のこと」、及び「報告第２１号　農地法第５条第１項第７号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上２件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。
　事務局、説明をお願いします。

事務局職員：　― 報告資料により報告する ―

中里議長：　ただ今、「報告第２０号」「報告第２１号」の２件の報告事項につき、一括して報告がありました。

中里議長：　以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。
　これで、第３７回明石市農業委員会を閉会とします。

（午後２時２６分終了）

※ 小委員会　　令和２年６月２３日　午後１時３０分～

・出席委員　中里会長　安達職務代理者　藤田委員　池田委員　藤原委員

・事務局　　藤田局長　滝井再任用職員　竹内再雇用職員
以上　委員５名・事務局３名

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会　　長　　中　　里　　正　　己

署　名　人　　住　　元　　保

署　名　人　　伊　　藤　　能　　之